

## Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

### 1. 都市づくりの目標

#### （1）人口フレーム

都市づくりを進めていく上で、都市基盤や都市活動の基本となる 20 年後の人口規模を、有田市長期人口ビジョン（令和 2 年(2020 年)3 月）から下記のように設定する。

都市計画マスタープランの目標：2043 年 人口 22,200 人
-----------------------------------

#### （2）基本理念

都市計画マスタープランの都市づくりの基本理念は、都市づくりの観点から施策や整備の基本となる方向性を示すものとして、下記の 3 つを掲げる。

#### 1. 災害に強く、暮らしやすい都市づくり

地域の实情に応じた道路や公園、下水道などの都市施設の整備や公共交通の充実、計画的な土地利用の誘導などによって、地域の日常生活を支える商業や福祉、医療などのサービスを持続的に享受できる都市環境の形成を目指す。また、南海トラフ巨大地震や近年頻発する集中豪雨などによる災害も懸念されるため、防災施設の整備はもちろんのこと、市民の防災意識の啓発や防災体制の強化など、安心して暮らし続けられる都市づくりを目指す。

#### 2. 豊かな自然や歴史文化と食に関する産業の強みを生かした賑わいある都市づくり

地ノ島や熊野参詣道（紀伊路）といった自然や歴史文化などの多様な地域資源を守り、地域の活性化に生かしながら、将来への継承を目指す。また、県下一のみかんの産地を形成する農業と、全国一の太刀魚の漁獲量を誇る漁業の活性化を図るとともに、蚊取り線香や手袋製造などの工業や商業、観光産業などとの連携を促進することで、賑わいある都市づくりを目指す。

#### 3. 市民が主役として、行政と協働で進める都市づくり

市民一人ひとりがまちづくりの主役であるという意識啓発を図るとともに、ワーキングや意向調査などの、市民がまちづくりに参画できる多様な機会の創出を目指す。また、市民が活発に交流でき、地域への愛着を育めるコミュニティの形成を目指すとともに、地域やまちづくりの活動を行う団体、企業などと行政が連携を図りながら、協働のまちづくりを目指す。

### Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

#### 2. 目指すべき都市像

都市計画マスタープランで目指すべき都市像は、上位・関連計画を参考に、下記のように設定する。この都市像を目指し、基本理念に則った都市づくりを推進する。

海や川、みかん畑が美しく、歴史や文化に親しみながら  
多世代が安心して暮らし続けられる地方拠点都市・有田

豊かな自然や田園空間、歴史や文化などのかげがえのない資源を守り、市民や事業者などすべての人が快適に過ごし、将来にわたって安心して住み続けられる有田圏域の拠点都市の形成を目指す。

#### 3. 将来の都市構造

##### （1）将来都市構造

今後、人口減少及び少子高齢化が一層進行することを見据え、無秩序な市街地の拡大を抑制しながら、既存の都市基盤施設を生かした、賑わいある都市拠点の形成と土地利用の効率化、交通ネットワークの充実などが求められる。

このため、有田市都市計画マスタープランでは、和歌山県都市計画区域マスタープランの有田圏域での位置づけを踏まえ、土地利用動向や今後の都市整備の方向性から都市づくりの拠点を設定し、地域特性ごとにゾーニングした上で、連携軸によってそれぞれの拠点や地域をつなぐ、コンパクトな「拠点ネットワーク型の都市構造」を目指す。

##### 1) 都市づくりの拠点

- ① **都市拠点** : JR 箕島駅の公共交通結節点と公共公益施設が集積し、交通、商業・業務、行政、生活サービスなどの機能が集中的に配置された、都市の中核的機能を担う拠点とする。
- ② **地域生活拠点** : JR 初島駅や紀伊宮原駅の交通拠点周辺及び生活利便施設などが集積した保田小学校周辺の区域は、地域の生活レベルで交通、商業、生活などの機能集積を図る拠点とする。
- ③ **交通拠点** : JR 箕島駅や初島駅、紀伊宮原駅は、利便性の高い公共交通ネットワークと市の玄関口にふさわしい景観の形成を図る拠点とする。
- ④ **産業拠点** : 国道 42 号沿道や臨海部工場跡地や低未利用地は、工場の集積を維持しながら、新たな賑わいにつながる土地活用を図る拠点とする。
- ⑤ **観光・交流拠点** : 熊野参詣道（紀伊路）や箕島漁港、地ノ島などの歴史、文化、自然的資源や観光施設などは、各資源の特色を生かした賑わいの創出と景観の形成を図る拠点とする。

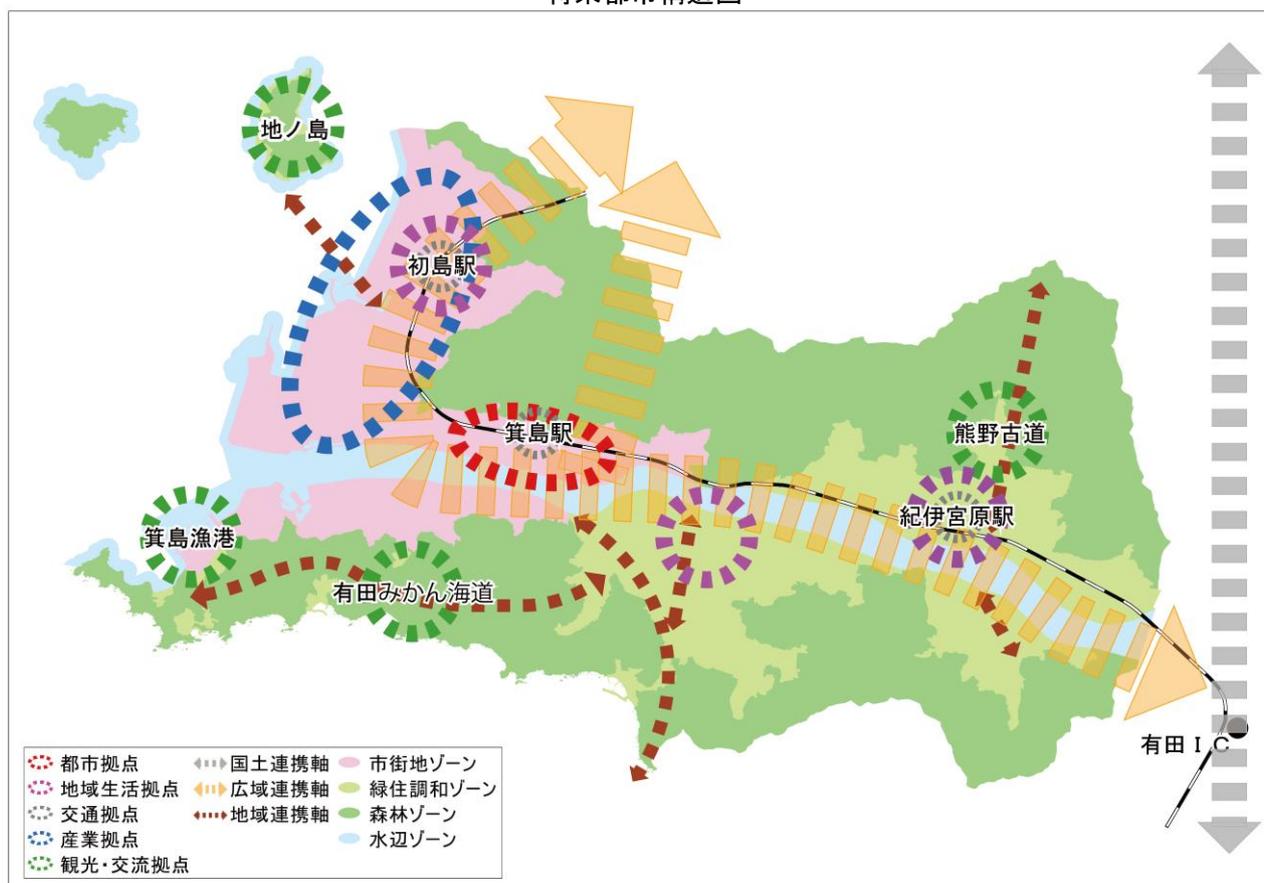
2) 都市づくりのゾーニング

- ① 市街地ゾーン : JR 箕島駅周辺の中心市街地や臨海部の工業地、漁港周辺の住宅地、国道42号沿道の市街地は都市機能の充実とともに適切な土地利用の誘導と賑わいの創出を図り、魅力ある市街地環境の形成を目指す。
- ② 緑住調和ゾーン : 農村集落やその周辺の農地は、住宅地と農地などが調和した土地利用を誘導しながら、有田みかんなどの生産地として優良な田園環境の保全を目指す。
- ③ 森林ゾーン : 自然環境を保全し、山林がもつ多面的機能の有効活用を目指す。
- ④ 水辺ゾーン : 水辺の豊かな自然景観を保全しながら、漁業振興や防災機能の向上を目指す。

3) 都市の基軸

- ① 国土連携軸 : 有田圏域や和歌山市、県南部との連携強化を目指す。
- ② 広域連携軸 : 都市活動の円滑化のため、市内の都市拠点をつなぐ骨格となる軸としての連携機能の強化を図り、有田圏域との広域的な連携強化を目指す。
- ③ 地域連携軸 : 広域連携軸を補完する軸として市内の各拠点や地域をつなぎ、地域間の連携強化や交流の促進を目指す。

将来都市構造図



### Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

#### 4. 土地利用の方針

##### （１）基本的な考え方

拠点ネットワーク型の都市構造の形成と都市機能の強化に向け、都市拠点や地域生活拠点などの都市づくりの各拠点では都市施設を適切に誘導し、利便性が高い魅力的な市街地の形成を目指す。

また、そのほかの市街地や集落地は合理的な土地利用の実現に向け、住宅地や農地、産業用地などを適切に誘導するとともに、低未利用地や空き家などの活用を促進することで、良好な自然環境や営農環境を保全し、快適な住環境や操業環境などの形成を目指す。

##### （２）土地利用の方針

###### 1) 市街地ゾーンの方針

###### ① 中心市街地

- ・交通結節点である JR 箕島駅周辺及び国道 480 号沿道の商業・業務、行政サービス機能が集積した中心市街地は、商業施設や業務施設などを適切に誘導し、利便性が高く魅力ある市街地の形成を図る。

###### ② 沿道商工業地

- ・広域連携軸である国道 42 号、480 号沿道は、沿道景観や周辺の住宅地などに配慮した産業施設などを適切に誘導し、生活利便性の向上を図る。

###### ③ 住宅地

- ・自然環境や産業用地との調和を図りながら、低層住宅などを中心とした快適な住環境の形成を図る。特に密集した住宅地は、空き家の適切な管理や撤去の促進、道路やオープンスペースの確保を図り、住み良い住宅地の形成を図る。
- ・国道 42 号及び都市計画道路三谷辰ヶ浜線周辺の平野部は、宅地に介在する農地や産業用地などとの調和を図りながら、快適な住環境を形成し、居住の誘導を図る。
- ・災害リスクが高い住宅地は、災害対策を強化し、安全に住み続けられる住環境の形成を図る。

###### ④ 工業地

- ・国道 42 号や国道 480 号の沿道、一般県道宮崎古江見線沿道は、工場が集積を維持し効率的な土地利用を促進するとともに、空き地や低未利用地は産業用地としての利用を図る。

### Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

#### ⑤ 漁業基盤地

- ・箕島漁港は和歌山県を代表する漁港基盤施設として、利便性の高い操業環境の形成を図る。魚市場及びその周辺施設は、地場産品を扱う地域資源の発信地であり、市民や来訪者との交流拠点として、地域産業の賑わいにつながるよう適切な管理運営を図る。

#### ⑥ 臨海部工場跡地・低利用地

- ・大規模工場の跡地は、新たな賑わいの創出につながる土地活用を土地所有者などに働きかけるとともに、和歌山県などの関係機関や住民と調整を行い、適切な土地利用の誘導を推進する。
- ・土地活用の具体化に合わせて、周辺の住宅や公共施設などとの調和に向け、新たな規制誘導手法の検討を推進する。

### 2) 緑住調和ゾーンの方針

#### ① 田園環境保全地

- ・市東部の平野部や山の斜面に位置する農地などの自然環境は、無秩序な開発を抑制し集落地との調和を図りながら、特産物などの生産の場として営農環境の保全を図る。
- ・法適用は、農業振興地域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

#### ② 集落地

- ・交通拠点周辺や幹線道路沿道は、優良農地や住環境との調和を図りながら、地域生活を支える広域交通網を生かした産業用地の集積維持を図る。
- ・農漁村などの集落地は、低層住宅を主とした快適な住環境を保全し、周辺の農地などとの調和を図る。法適用は、農業振興地域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。
- ・市街地と隣接する地域や市街化が進行している地域は、今後、土地利用の状況や住民意向、市街化の動向をみながら、合理的な土地利用の実現に向け、必要に応じて用途地域や特定用途制限地域などの指定を検討し、適切な土地利用の規制誘導を図る。

### 3) 森林ゾーンの方針

#### ① 自然環境保全地

- ・西有田県立自然公園や地ノ島、沖ノ島、長峰山脈の山林などの恵まれた自然環境を保全するとともに、市民や来訪者の交流・憩いの場としての活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図り保全する。
- ・法適用は、自然公園区域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。
- ・都市計画区域外の宮原町畑を主とする地域は、既存の建物の安全性を法的に確保するため、必要に応じて準都市計画区域の導入を検討し、適切な土地利用の規制誘導を図る。

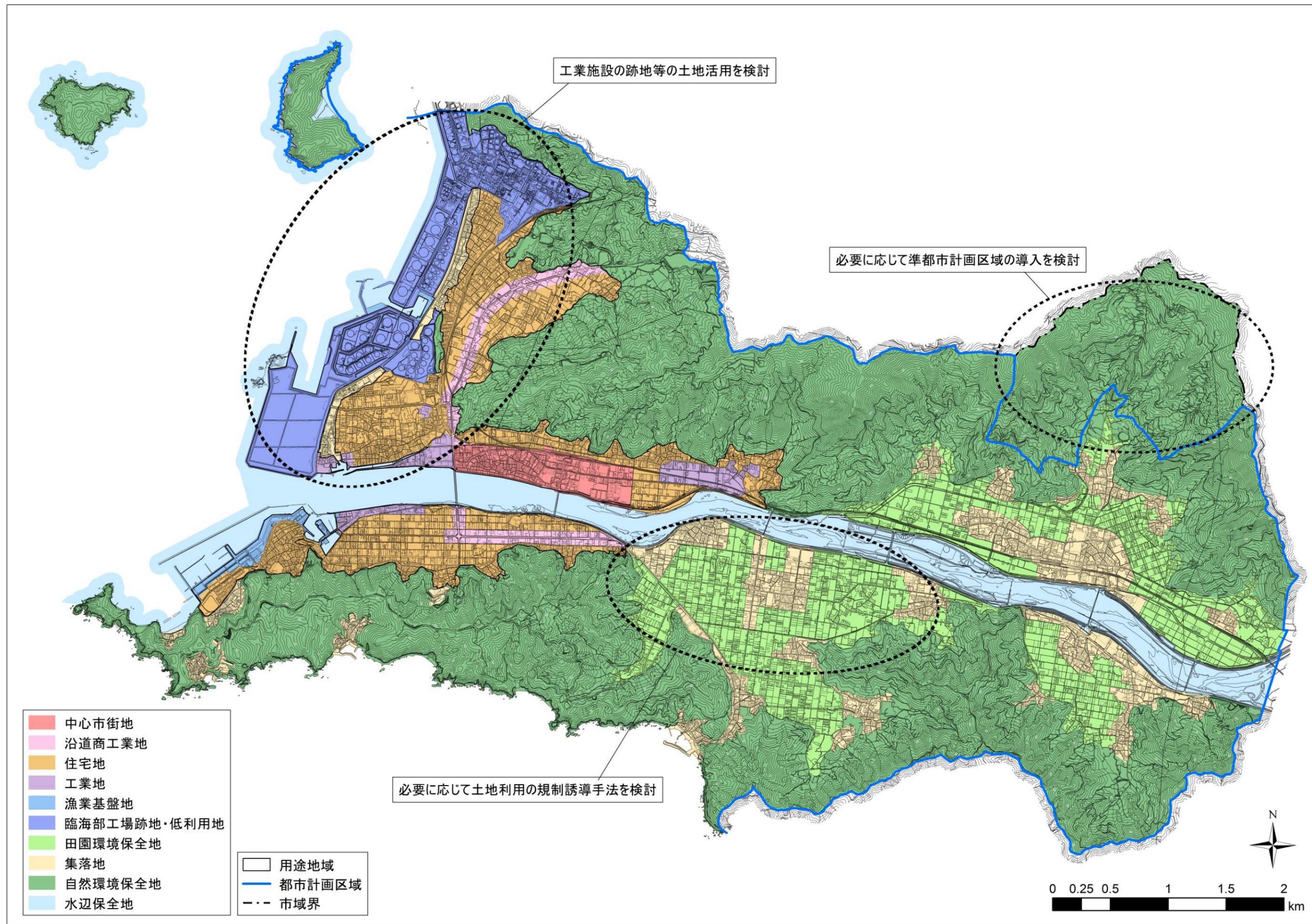
### Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

#### 4) 水辺ゾーンの方針

##### ① 水辺保全地

- ・ 有田川とその沿岸や紀伊水道に面する海岸は、洪水や津波などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。
- ・ 法適用は、自然公園区域などによる規制誘導を行う。

土地利用方針図



## 5. 市街地の整備方針

### （１）基本的な考え方

現在までに形成されてきた市街地の機能や特徴を基本とし、都市の中核的機能を担う JR 箕島駅周辺の中心市街地では、商業や福祉・医療、教育などの拠点施設を適切に誘導し、便利で賑わいがあり、有田圏域を牽引する都市拠点の形成を目指す。また、JR 初島駅と紀伊宮原駅の周辺などの地域生活拠点は、地域の日常生活を支える核として交通や商業などの機能集積を目指す。

市街地や集落地では、防災対策を推進するとともに、周辺の農地や自然環境と調和を目指す。また、定住促進のため、住宅需要を考慮しながら必要に応じて良質な住宅用地の確保を目指す。

### （２）市街地の整備方針

#### 1) 中心市街地の魅力向上と地域生活拠点の形成

##### ① 都市機能誘導エリア

- ・ JR 箕島駅周辺の中心市街地は、空き店舗や公益施設、公有地など既存ストックを活用しながら、日常サービス機能及び質の高い都市機能の維持、確保を図る。また、交通や商業・業務、行政、生活交流などの機能が集中的に配置された魅力ある賑わいづくりに向け、市街地の再生、再構築を図る。
- ・ 都市施設は、有田市立地適正化計画に基づいた誘導施設を整備するとともに、JR 箕島駅前広場は今後、民間活力を活用しながら効率的な運用方法を図る。
- ・ 商店街を中心とした密集した市街地は、空き家の適切な管理や撤去を促進し、道路幅員や公園などのオープンスペースの確保を推進するとともに、建築物の耐震化及び不燃化を推進し、災害に強くより安全な市街地の形成を図る。

##### ② 地域生活拠点形成エリア

- ・ JR 初島駅や紀伊宮原駅とその周辺は、持続可能な地域の実現に向け、地域の日常生活を支える交通、商業などの機能集積により地域生活拠点の形成を図る。
- ・ 駅舎の老朽化が進む JR 初島駅、紀伊宮原駅は、鉄道事業者と連携しながら駅前空間の整備を図る。
- ・ 保田小学校及び一般県道千田箕島線沿道の周辺は、持続可能な地域の実現に向け、地域の日常生活を支える交通、商業などの機能集積により地域生活拠点の形成を図る。

#### 2) 安心して暮らし続けられる市街地と集落地の形成

##### ① 市街地環境向上エリア

- ・ 密集市街地は空き家の適切な管理や撤去を促進し、道路幅員や公園などのオープンスペースの確保を推進するとともに、建築物の耐震化及び不燃化を推進し、災害に強くより安全な市街地の形成を図る。

### Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

#### ② 集落環境保全エリア

- ・集落地は、周辺の山林や海浜、農地と調和したゆとりある住環境を維持するとともに、公民館などを中心としたコミュニティの維持、形成を図る。
- ・必要な都市基盤などの整備を図り、市民が憩える身近な公園などのオープンスペースを確保するとともに、建築物の耐震化及び不燃化を推進し、災害に強い快適な住環境の形成を図る。

#### 3) 利便性の高い沿道市街地の形成

##### ① 沿道産業集積エリア

- ・国道 42 号、480 号の商業施設や工場などが建ち並ぶ沿道は、道路景観や周辺の住環境及び田園環境に配慮しながら、広域交通網を生かした産業施設の集積促進を図る。

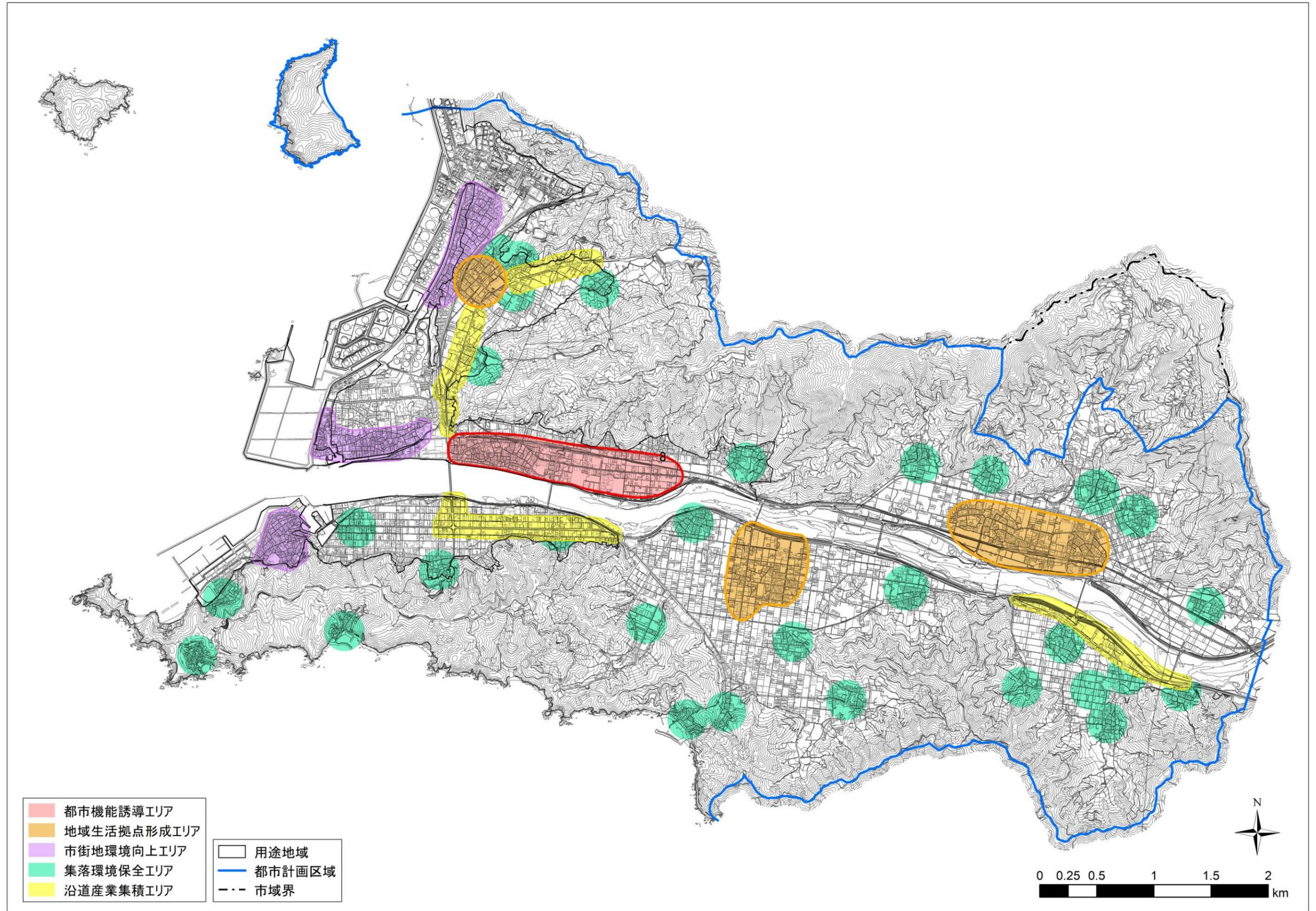
#### 4) 空き家や学校跡地などの低未利用地の発生抑止と活用

- ・空き家は、わかやま空き家バンクへの登録や民泊サービスの提供などにより流通、利活用を促進する。また、倒壊などを未然に防ぐため、有田市空家等対策計画に基づき地域の実情に応じた適切な対応を行う。
- ・市街地に介在する低未利用地は、景観に配慮した適切な管理と活用を促進する。
- ・公共施設の統廃合によって生じる跡地などは、地域の医療、教育文化などの拠点施設としての活用を図るとともに、拠点施設周辺の環境や景観との調和のため、必要に応じて土地や建築物に関する規制誘導を図る。
- ・農地は、農業委員会に設置されている農地銀行などによる情報収集や流通、利活用を促進する。

#### 5) 市民主体のまちづくりの推進

- ・地域の特性を生かした快適な市街地の形成に向け、建築協定や地区計画など、都市計画提案制度を活用した市民主体のまちづくりを行う。市民の活動に対しては、行政パートナー・まちづくりサポーター制度の実施や、NPO やまちづくり団体への助成などによる支援を行う。

市街地整備方針図



## 6. 都市施設の整備方針

### （１）基本的な考え方

道路や公園緑地、下水道などの都市施設は、有田市公共施設等総合管理計画に基づいた効率的な維持管理、更新を行うとともに、地域の実情に合った整備を推進し、市民の安全な暮らしや快適な住環境を支え、まちの賑わいづくりに向けた施設活用を目指す。

### （２）交通ネットワークの整備方針

広域幹線道路や市内幹線道路は、物流や生活利便性、人々の交流を支え、誰もが安全、快適に移動できる都市交通の形成を目指し、国や県の関係機関と協力しながら計画的な整備と効率的な維持管理を行う。また、市民の日常生活を支える生活道路や自転車歩行者道は、地域の実情に応じた整備を推進する。

公共交通は、行政や事業者、市民が一体となって連携しながら、JR 紀勢本線や有田市デマンドバス、タクシー、新たな移動手段など、様々な地域公共交通による持続可能なネットワークの実現を目指す。

#### 1) 道路の効率的な維持管理とネットワークの強化

##### ① 広域幹線道路網の形成

- ・国道 42 号、480 号は有田市と近隣他市町を結ぶ路線であり、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・整備中のキララときめきロード（主要地方道有田湯浅線）や有田海南道路は、早期供用開始を目指し国や県に働きかけるとともに、広域幹線道路の円滑な接続を推進し、安全で快適な広域幹線道路網の形成を図る。

##### ② 市内幹線道路網の形成

- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・逢井地区アクセス道路などの現在事業中の路線の整備を行い、交通需要を考慮した上で優先度の高い路線から整備を推進する。
- ・都市計画道路は、現在事業中の路線を整備するとともに、整備済みの都市計画道路は適切な維持管理を行う。また、現道や代替路線により整備目的や機能が既に確保されている路線などは、必要に応じて計画の見直しを行い、合理的な道路計画の策定と整備を推進する。さらに、計画廃止に伴う土地利用ニーズの変化が想定される際は、周辺環境に配慮した適切な規制誘導を推進する。

##### ③ 生活道路の安全性の向上

- ・市街地や集落地の通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。

### Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

- ・夜間が暗く危険な道路は、必要に応じた防犯灯や街灯の整備などによる道路の安全性の向上を図る。

#### 2) 利用しやすい公共交通ネットワークの形成

##### ① 便利で快適な公共交通拠点の形成

- ・JR 箕島駅や初島駅、紀伊宮原駅の公共交通拠点機能を将来も維持するため、鉄道事業者と連携しながら利用者の確保や利便性の向上を図る。
- ・都市拠点の核でもある JR 箕島駅は、鉄道事業者などと連携しながら駅前広場の効率的な運営を検討し、交通結節機能の強化を図る。
- ・JR 初島駅及び紀伊宮原駅は、誰もが利用しやすい施設整備に向け、バリアフリー化の検討を促進する。

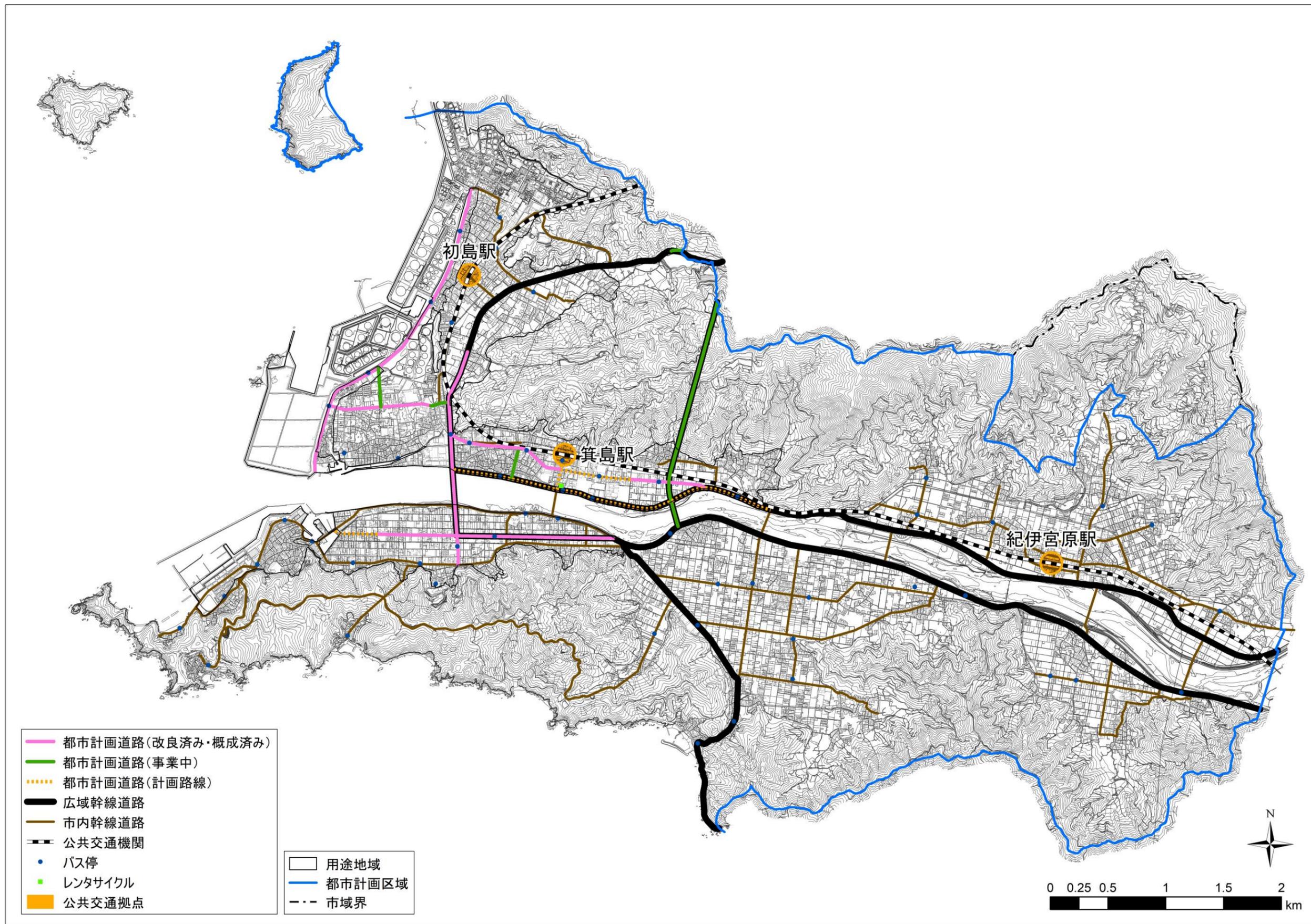
##### ② 日常生活を支える公共交通ネットワークの形成

- ・地域需要に応じた輸送サービスの実現に向けて設置された、行政と運送事業者などによって構成される有田市地域公共交通会議などの下で、行政と交通事業者が綿密に連携し、今後とも公共交通機関の効率的な維持を行う。
- ・有田市デマンドバスは、生活需要に応じたルートや便数の見直しなどにより、すべての人が快適に移動でき、自家用車に頼りすぎない生活ができるように、交通事業者と連携しながら持続的な運営を推進する。
- ・観光客の移動手段となるタクシーなどの 2 次交通は、生活需要と調整しながら利便性の向上を促進する。

#### 3) 安全で便利な交通施設の整備

- ・歩行者や自転車の安全性を確保し、快適な通行空間を提供するために、歩道や自転車道の整備による歩車分離などを推進するとともに、歩道の傾斜・勾配の改善、段差の解消などのバリアフリー化の推進や適切な交通安全施設の設置を推進する。
- ・公共施設では、誰もが利用しやすい駐車場を確保するとともに、施設間における駐車場の相互利用の促進などを検討し、利便性の高い利用環境の形成を図る。
- ・商業施設では、関係法令における駐車場の確保や交通安全対策などによる良質な利用環境の形成を促進する。

交通ネットワーク整備方針図



#### （3）公園緑地の整備方針

---

公園緑地は、市民の健康増進や憩いの場として、また、災害時の緊急避難場所や延焼防止など防災上からも必要な都市空間であることから、市民が安全、快適に利用できるように公園施設長寿命化計画に基づいた適切な維持管理、更新を行う。

##### 1) 公園の効率的な維持管理と活用

###### ① 身近な公園（街区公園（住区基幹公園））

- ・街区公園やその他の公園は、誰もが安心して利用できる身近な公園として、市民が主体となり、行政と連携しながら適切な維持管理を行う。
- ・身近な公園が不足する地域では、地域の実情に対応した公園緑地などの憩いの空間の確保を図る。

###### ② 近隣公園・地区公園（住区基幹公園）

- ・ほかの公園の配置と整合をとりながら、公園機能を補完するように適切な配置を図る。
- ・整備中の有田市健康スポーツ公園（地区公園）は、多目的グラウンドや屋根付き多目的ひろばなどが設置予定であり、完成後は、隣接の水泳場と合わせて、有田市の新たなレクリエーションの拠点として適切な管理、運営を推進する。

###### ③ 総合公園（都市基幹公園）

- ・ふるさとの川総合公園は、地域住民やすべての市民が快適に利用できるように、実情に応じた効率的な運営と、適切な維持管理を推進する。

###### ④ 防災公園

- ・有田市健康スポーツ公園は、地域防災拠点として災害時には救助活動や支援物資の集配、避難者の受け入れなどの防災機能を果たせるように、施設の整備と適切な維持管理を推進する。
- ・指定緊急避難場所に指定されている公園は、施設の安全性の確保に努める。

###### ⑤ 自然公園

- ・西有田県立自然公園は貴重な動植物の生息地として、自然環境の保全と良好な風致の維持を図るとともに、自然探勝や眺望などの自然に親しめる空間として活用を図る。

###### ⑥ 公園の維持管理

- ・市民が親しみをもって公園を利用できるように、市民が主体となって公園の日常管理を行える管理運営体制の構築を図る。

### Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

#### 2) 緑地の保全と活用

##### ① 公共施設の緑地確保

- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行い、新たに計画、整備する公共施設では、敷地内緑地の確保や屋上、壁面の建物緑化を図る。

##### ② 既存緑地空間の保全

- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林などは、貴重な緑地空間として保全を促進する。

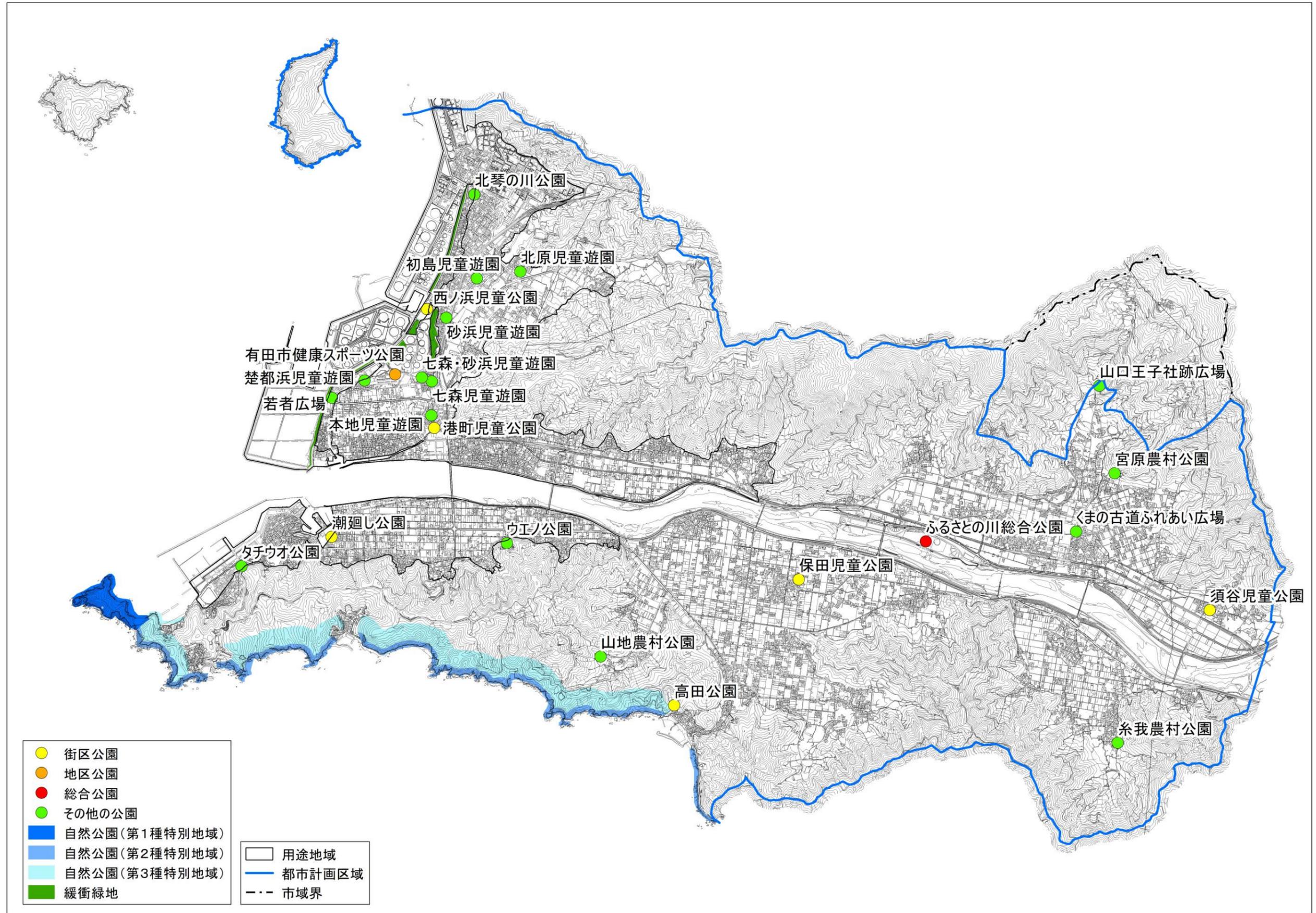
##### ③ 緩衝緑地の維持

- ・工場立地法に基づき、工場敷地内における緑地施設の適切な配置を促進するとともに、保安林の保全や、工業地と市街地、集落地の隣接部における緩衝緑地の確保、緩衝帯の形成を行い、工業地と市街地、集落地の調和を図る。

#### 3) 緑の基本計画の策定検討

- ・地域特性に合わせた緑地の保全や公園の管理方針及び緑豊かな都市環境の形成など、緑豊かなまちづくりを総合的かつ計画的に進める指針となる緑の基本計画について、必要に応じて計画策定を図る。

公園緑地整備方針図



#### （４）河川・下水道の整備方針

有田川をはじめ、市街地や集落地を流れる河川や水路、ため池は、洪水や浸水がなく、安全、安心で、豊かな水辺空間に親しめ、潤いある都市づくりに向け、県などの関係機関と協力しながら適切な維持管理を行う。

衛生的で快適な都市環境の形成に向け、河川・水路・公共用水域の水質汚濁を防止し、身近な水環境を保全するため、生活排水処理基本計画（平成 30 年(2018 年)3 月 有田周辺広域圏事務組合）に基づき、人口減少に対応した効率的な汚水処理整備を行う。

##### 1) 河川・ため池の安全性の維持・向上

###### ① 河川に係る治水機能の向上

- ・有田川の護岸などは、県と連携しながら適切な整備改修、維持管理を行う。また、重要水防箇所がある河川を中心とする有田川の支流は、河川などの増水に備えた樋門やポンプ場の整備など治水機能の維持、向上を推進する。

重要水防箇所がある河川（出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 29 年度修正））  
有田川、西谷川、箕川、高山川、お仙谷川、宮前川

###### ② ため池の適切な維持管理

- ・警戒を要するため池 13 か所をはじめとする農業用ため池は、所有者などによる適切な維持管理を促進するとともに、ため池ハザードマップの周知を行う。

###### 警戒を要するため池

新池（糸我）、村池、一本池、鳥間池、鎌池、大谷池、五反田池、星越池、北野池、薬師池、弓場池、皿池、新池（初島）

##### 2) 親水空間の保全・活用

- ・有田川をはじめ、市街地や集落地を流れる河川や水路、ため池は、豊かな水辺の自然環境として保全し、河川敷などの親水空間の活用を推進する。

##### 3) 下水道の整備推進

###### ① 雨水公共下水道の整備推進

- ・事業中の有田市雨水公共下水道を整備し、供用開始後は施設の重要度に応じた点検など、効率的な維持管理を推進することで洪水に強い都市環境の形成を図る。

### Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

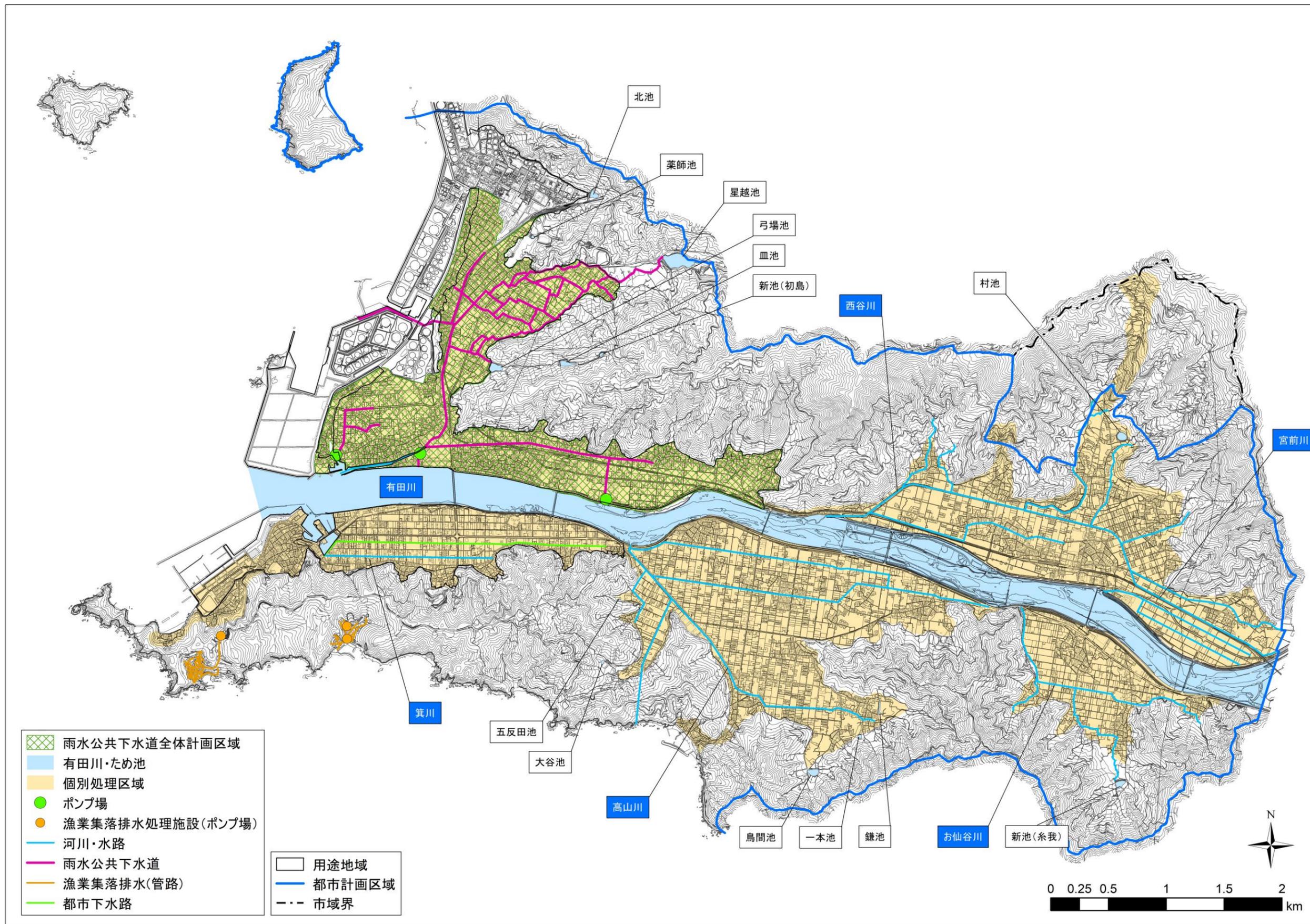
#### ② 漁業集落排水の効率的な管理運営

- ・漁業集落排水は、既存の施設の効率的な管理運営、更新を推進するとともに、集落排水施設への接続に関して、住民に対する広報や啓発を行う。
- ・公営企業会計の適切な事業運営を行っていくため、公営企業法を一部適用させ、持続的で安定的な漁業集落排水事業運営を図る。

#### ③ 合併処理浄化槽への誘導

- ・漁業集落排水施設の処理区域以外の地区を対象とし、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行う。設置事業は、国の交付金などを活用し整備を推進することとし、市民に対して合併処理浄化槽の設置に関する広報を行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。
- ・個別処理施設の維持管理は、民間事業者とともに管理体制づくりを図る。

河川・下水道の整備方針図



（５）健康・福祉、教育文化の都市施設の整備方針

---

１）医療施設・社会福祉施設

- ・安定的、継続的な地域医療の提供のため、新有田市立病院基本構想に基づき、施設整備を推進する。
- ・適正規模による集団保育の実施を図るため、有田市立保育所再編計画に基づき、施設整備を推進する。

２）教育文化施設

- ・中学校や高等学校、文化交流施設などの有田市立地適正化計画で定められた誘導施設は、都市機能誘導区域に誘導し、都市の賑わい創出と交流促進を図る。
- ・地域住民の生涯学習の場である公民館は、計画的な施設整備などを推進し機能充実を図る。

（６）その他施設の整備方針

---

１）港湾・漁港・魚市場

- ・和歌山下津港有田港区は、県や事業者と連携し、緩衝緑地や災害時の避難路などの適切な維持管理を推進し、安全な港湾環境の形成と市街地との調和を図る。
- ・漁港内に堆積する土砂などの撤去による漁港機能の維持、強化を推進するとともに、漁港施設を計画的に管理し、長寿命化を図る。
- ・箕島漁港にある魚市場及びその周辺施設は、地場産品を扱う地域資源の発信地であり、市民や来訪者との交流拠点として、地域産業の賑わいにつながるよう適切な管理運営を推進する。

２）し尿処理場（クリーンセンター）・ごみ焼却場（環境センター）・清掃センター

- ・し尿処理場は、快適で住み良いまちづくりに向け、施設の適切な管理運営を行うとともに、必要に応じて効率的かつ計画的な施設の更新を図る。
- ・ごみ焼却場は、快適で住み良いまちづくりに向け、施設の適切な管理運営を促進する。また、新たなごみ処理施設の整備を推進する。
- ・清掃センターは、必要な施設機能の充実と、機能の適切な維持、更新を促進する。

３）火葬場

- ・「有田聖苑」は、今後も３市町が連携し、有田聖苑事務組合の運営と施設の適切な維持管理を行うとともに、立地条件や周辺環境に配慮しながら施設の更新や修繕を図る。

４）墓地

- ・社会情勢の変化や地域の実情をみながら、墓地の適切な管理の促進を図る。

### Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

#### 7. 都市環境の整備方針

##### （1）基本的な考え方

工業地や商業地などの街並みの景観や、漁港、文化財などの文化的・歴史的景観が形成され、山や河川、海岸、みかん畑と農村集落などの豊かな自然景観もみられる。これらの景観を保全し、今後も周辺環境と調和した潤いと安らぎを享受できる美しい景観の形成を目指す。

##### （2）市街地の景観の形成方針

###### 1) 市街地の魅力的な景観形成・保全

- ・住宅地や商業地、工業地などの土地利用の用途を適切に誘導するとともに、市街地に介在する農地や緑地、河川、海浜との調和を図る。特に工業地の景観は、周囲の住宅地や緑地、山林、海浜に配慮した景観の形成を促進する。
- ・幹線道路沿道では、「和歌山県屋外広告物条例」などによる屋外広告物の規制を行い、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成を図る。また、道路景観の改善と交通安全性の向上のため、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・都市拠点では、歩道や建物などの色彩やデザインのコントロール、サインの統一など、有田市のシンボルロードとしての景観形成を図る。
- ・公共施設は、美しい市街地景観を形成する先導的な役割をもつとして、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては市民の意見を取り入れ、市民に親しまれる施設となるように整備を行う。
- ・「有田市美しいまちづくり条例」による特定美観地域における清掃活動や、花いっぱい運動などの功労者表彰の推薦や補助事業の申請支援による活動促進を行い、市民と行政が連携しながら美しい景観形成を図る。
- ・市街地に隣接した山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地は、住環境などへ配慮しながら身近な緑地空間として保全するとともに、市民農園など市民が緑や土に親しめる緑地としての多様な利活用を図る。

###### 2) 文化的・歴史的景観の保全

- ・漁業に係る文化的景観が形成されている漁港や漁村は、SNS を活用した情報発信などによって交流人口や集落への移住、定住人口の増加に取り組み、地域と漁業の活性化を推進しながら、漁業を中心とした文化的景観の保全を図る。
- ・熊野参詣道（紀伊路）や武家屋敷、神社仏閣、そのほかの文化財などの歴史的景観は、地域資源への住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

##### （3）自然景観の保全方針

###### 1) 自然環境の保全と自然景観に親しむ空間の活用

- ・西有田県立自然公園に指定されている山林は今後も保全し、有田みかん海道やキララときめきロードは周囲の自然環境と調和した適切な管理を行うことで、美しい沿道景観の形成を図る。

### Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

- ・ふるさとの川総合公園や海水浴場など、有田川の河川敷や海岸を活用した親水空間を保全する。
- ・ため池や水路は、自然景観や生態系に配慮した農業生産基盤としての施設の維持管理などを促進し、安全な水辺空間の形成を図る。
- ・社寺林や農地、保安林などの自然環境は、地域景観を形成する地域の財産として保全するとともに、必要に応じて緑地保全地域や特別緑地保全地区などの指定を図る。

#### 2) 田園景観の保全

- ・山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地を保全するとともに、緑豊かで潤いある田園景観の形成を図る。
- ・幹線道路沿道では田園景観に配慮しながら、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成に向け、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては、田園景観に配慮しながら、市民の意見を取り入れ、市民に親しまれる施設となるように整備を行う。

#### (4) 観光地の形成方針

---

##### 1) 魅力的な観光地の形成

- ・地域特有の自然や歴史的文化財などを保全し、観光資源として活用するとともに、観光客の受入環境の形成、向上を図る。また、既存の観光資源を見直しながら、新たな掘り起こしのための情報収集と SNS などによる PR を行う。
- ・西海岸エリアにある有田みかん海道、矢櫃地区、箕島漁港、地ノ島といった地域資源を磨き、活用する西海岸エリア誘客プロジェクトを実施し、住民の地域への愛着を醸成し、観光資源としての魅力を高め、交流人口の増加を図る。
- ・市東部エリアは、既存の文化的・歴史的資源や自然環境などを生かしながら、地域の魅力向上を図る。
- ・有田海南道路の開通による渋滞解消や所要時間の短縮を PR し、観光交流機能の向上を図る。

#### (5) 地球環境への配慮方針

---

##### 1) 地球環境に配慮した都市環境の形成

- ・地球環境に配慮し、持続可能な社会の実現に向け、3R の啓発や資源ごみの集団回収を促進し、廃棄物の適正処理を行う。また、エネルギー消費を抑制し省エネ活動を行うとともに、再生可能エネルギーの活用を促進し、エコロジー環境の醸成を図る。